

平成25年4月1日施行

堺市犯罪被害者等支援条例

犯罪のない安全で安心して暮らせるまちは、わたしたちみんなの願いです。
しかし、ある日突然、誰もが犯罪の被害に巻き込まれる可能性があります。

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により、害を被った
ご本人や、ご家族・ご遺族は、生命・身体への直接的な被害だけでなく、その後
に生じる様々な問題に苦しめられることもあります。

堺市では、わたしたち一人ひとりが、犯罪被害者等の置かれている状況と支
援の必要性について正しく理解し、すべての市民が安全に、安心して暮らせる
地域社会の実現に向けて取り組むため、本条例を制定しました。

◆背景

平成16年12月、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に、「犯罪被害者等基本法」が制定され、司法制度などが改正されるとともに、国や地方公共団体、警察、関係機関などが連携・協力して、犯罪被害者等支援に関する様々な取り組みが進められてきました。

本市においても、大阪府や大阪府警察、民間支援団体、当事者団体、その他関係機関などと連携・協力するとともに、「犯罪被害者等支援総合相談窓口」を設置し、犯罪被害者等の支援と広報啓発についての取り組みを推進してきました。

◆なぜ条例が必要だったのですか？

目的 (第1条)

犯罪被害に遭われた方やそのご家族あるいはご遺族が、再び平穏な生活を取り戻すためには犯罪被害者等がおかれた状況を市民の皆さん一人ひとりが正しく理解し、社会全体で支えることが、大変重要です。

犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取り組みの更なる推進と犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図ることにより、市民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざし、この条例を制定しました。

◆わたしたちが心がけること

基本理念 (第3条)

- ① 犯罪被害者等の支援は、被害の状況や原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行われなければなりません。
- ② 犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう支援が行われなければなりません。
- ③ 犯罪被害者等の支援は、市、市民、事業者及び国や府、その他の犯罪被害者等支援に関係する機関が相互に連携、協力して推進されなければなりません。

市の責務 (第4条)

基本理念にのっとり、必要な施策を総合的に推進します。

市民の責務 (第5条)

犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する支援施策に協力し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう努めましょう。

事業者の責務 (第6条)

犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の就労及び勤務について、十分配慮するよう努めましょう。



◆市が実施する施策について

相談及び情報の提供等

(第7条)

- ① 日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を図ります。
- ② 犯罪被害者等の支援に関する総合相談窓口を設置しました。(平成23年4月)

精神的被害からの回復に向けた支援

(第8条)

犯罪等により受けた精神的被害から早期に回復することができるよう、心理相談その他の必要な施策を実施します。

◎心理カウンセリング事業の実施

対 象：身体に害を及ぼす行為による被害者本人、親族及び遺族(2親等内)
【その他要件有。詳細についてはお問い合わせください。】

住居の提供等

(第9条)

犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な住居の提供その他の必要な施策を実施します。

◎一時避難住宅の提供について

対 象：身体又は住居に害を及ぼす行為により、今までと同じ住居に住むことが困難となった市内居住者、同居の家族、遺族

期 間：3ヶ月以内

利用料：家賃免除、光熱水費・共益費等実費負担

雇 用 の 安 定

(第10条)

犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深める等必要な施策を実施します。

教育活動の推進

(第11条)

学校、家庭及び地域社会の連携のもと、人権及び生命を尊重するための教育活動を推進します。

民間支援団体への支援

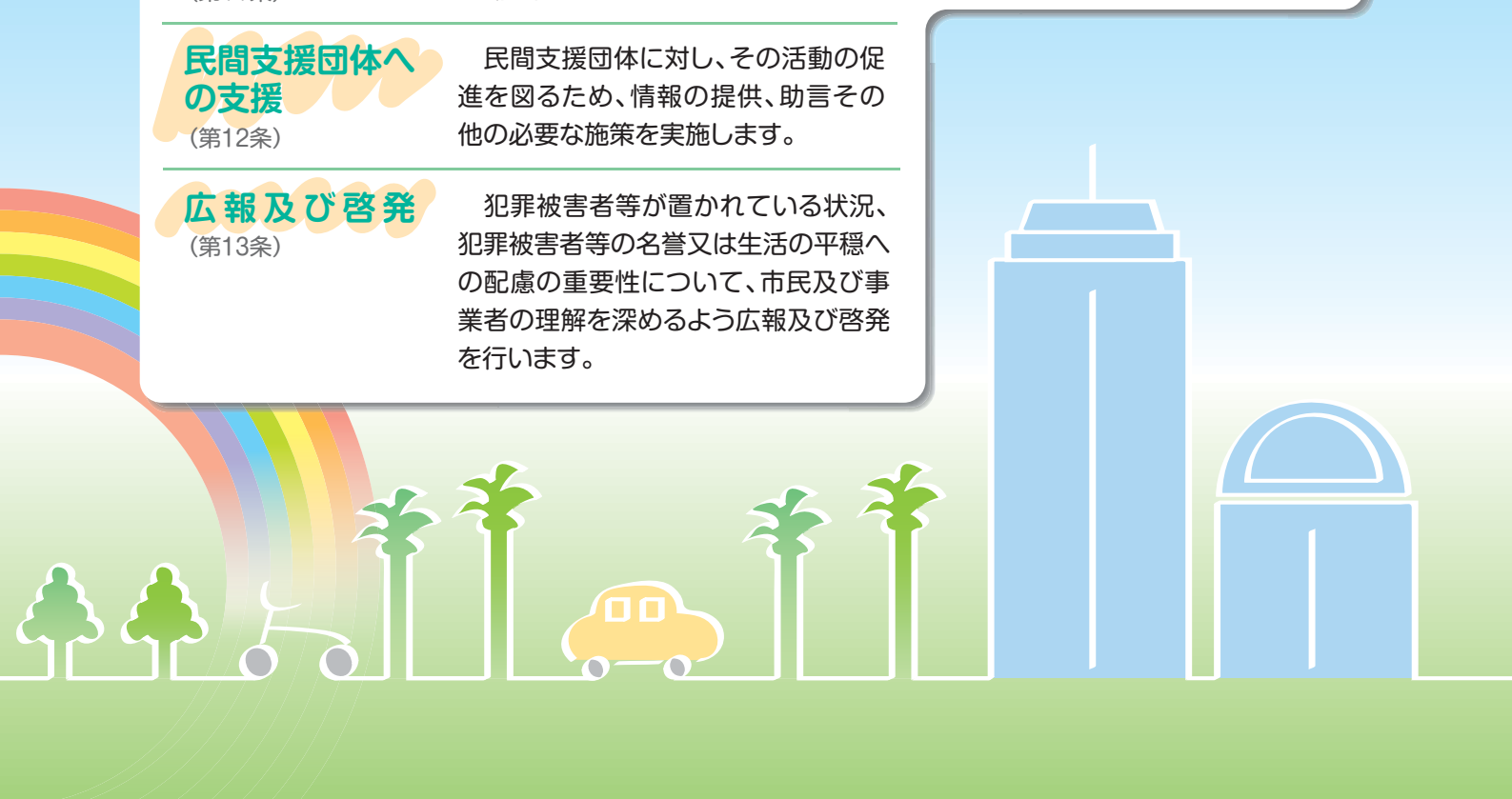
(第12条)

民間支援団体に対し、その活動の促進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な施策を実施します。

広 報 及 び 啓 発

(第13条)

犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性について、市民及び事業者の理解を深めるよう広報及び啓発を行います。



ひとりで悩まないで・・・ご相談ください。

堺市犯罪被害者等支援総合相談窓口

TEL:072-228-7405 FAX:072-228-0371

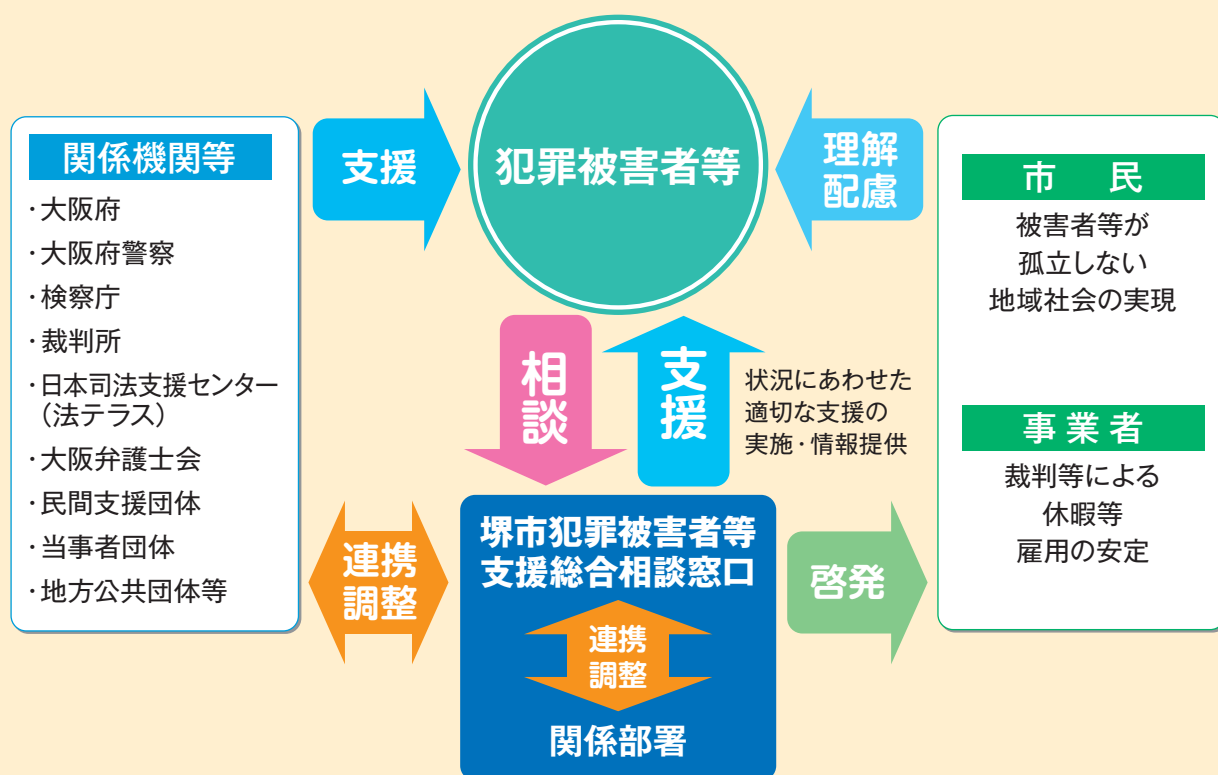
E-mail:shikyo@city.sakai.lg.jp

市役所高層館3階南側 市民協働課 月～金（祝・休日除く） 9:00～17:30

電話、FAX、メールでのご相談のほか、面接での相談も可能です。（事前にお問い合わせください。）

ご相談内容に応じた各種支援制度の案内や、関係機関に関する情報提供を行います。
また、相談者のご理解を得たうえで、市の関係部署や関係機関との連携・調整を行い、
必要な支援を実施します。

犯罪被害者等支援のためのしくみ



【お問い合わせ先】

堺市 市民人権局 市民生活部 市民協働課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
TEL 072-228-7405 FAX 072-228-0371